

陸上競技場料金表

金岡公園陸上競技場 (一般)

(単位:円)

区分		全日 9:00~17:00	午前・午後A 9:00~15:00	午前 09:00~12:00	午後 13:00~17:00	午後 A・B 13~15・15~17
全面	平日(基本額)	35,500	25,300	15,100	20,400	10,200
	(土・日・祝)料金	42,600	30,360	18,120	24,480	12,240
トラック	平日(基本額)	12,300	8,700	5,100	7,200	3,600
	(土・日・祝)料金	14,760	10,440	6,120	8,640	4,320
フィールド	平日(基本額)	23,200	16,600	10,000	13,200	6,600
	(土・日・祝)料金	27,840	19,920	12,000	15,840	7,920

金岡公園陸上競技場 (生徒)

(単位:円)

区分		全日 9:00~17:00	午前・午後A 9:00~15:00	午前 09:00~12:00	午後 13:00~17:00	午後 A・B 13~15・15~17
全面	平日(基本額)	17,750	12,650	7,550	10,200	5,100
	(土・日・祝)料金	21,300	15,180	9,060	12,240	6,120
トラック	平日(基本額)	6,150	4,350	2,550	3,600	1,800
	(土・日・祝)料金	7,380	5,220	3,060	4,320	2,160
フィールド	平日(基本額)	11,600	8,300	5,000	6,600	3,300
	(土・日・祝)料金	13,920	9,960	6,000	7,920	3,960

備考

- アマチュアスポーツに使用する場合において、使用者が入場料等を徴収するときは、当該使用区分に係る金額(以下「基本料金」という。)の2倍の額を徴収する。
- アマチュアスポーツ以外のものに使用する場合において、使用者が入場料等を徴収しないときは基本料金の7倍、使用者が入場料等を徴収するときは基本料金の15倍の額を徴収する。
- 特別に電気その他を使用するときは、実費として体育館長が算定する額を徴収する。
- 使用許可時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した1時間(30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。)につき、基本料金(第1号及び第2号の規定を適用する場合にあっては当該各号に定める額とし、前号の規定を適用する場合にあっては前号に定める加算額を基本料金に加算した額とする。)の1時間相当額(10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。)を徴収する。
- 「午前」とは午前9時から正午まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「全日」とは午前9時から午後5時までとする。
- 午後1時から午後3時まで又は午後3時から午後5時までの使用の場合は、午後の区分の利用料金の半額を徴収する。